

世田谷区建設工事総合評価方式入札試行実施の検証について

1 主旨

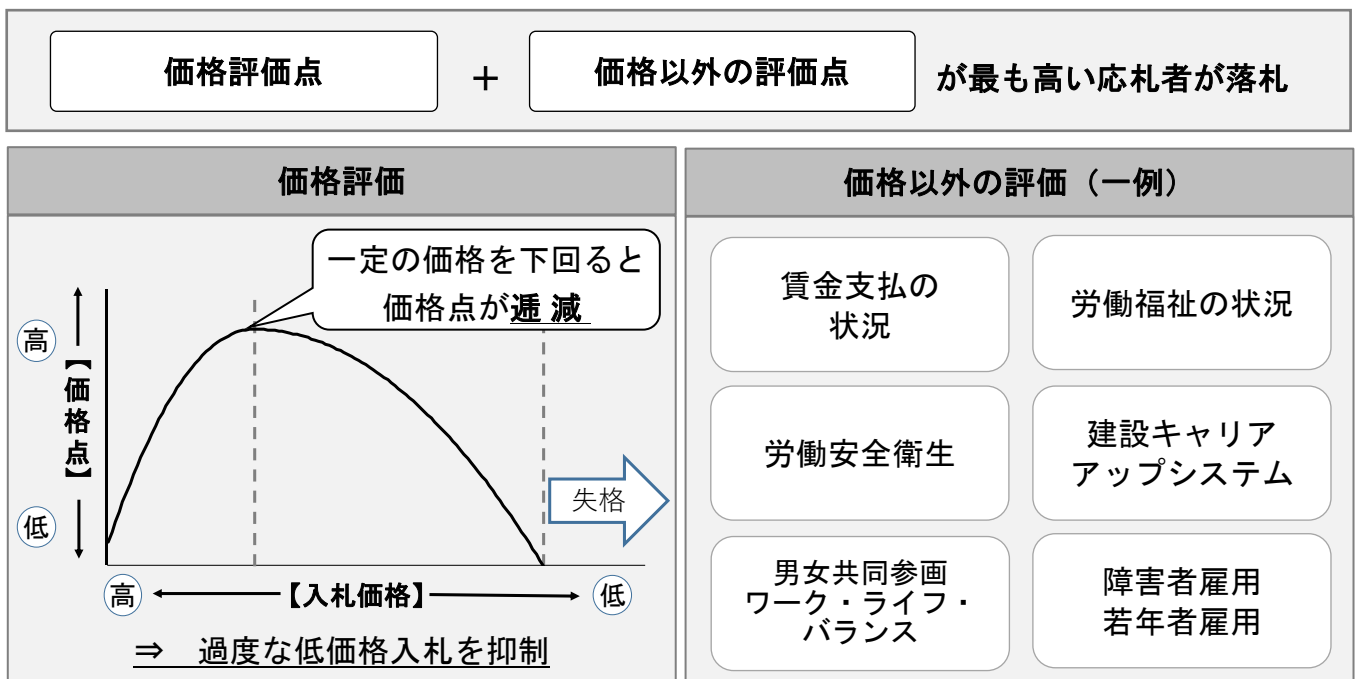
区は、世田谷区公契約適正化委員会からの答申・意見書及び昨今の区の公契約の現況等を踏まえ、令和4年度から、公契約条例の趣旨を入札制度に反映し、品質と価格のバランスを競う、世田谷区建設工事総合評価方式入札を試行実施している。

今般、現在までの入札実施状況及び入札参加事業者へのアンケート結果を踏まえた今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 制度概要

「品質と価格のバランスのとれた公契約の実現」

- ・一定額を下回る入札価格の評価は逡減
- ・公契約条例に基づく取組みを評価



3 検証方法

令和5年9月30日現在、実施した73件（令和4年度22件、令和5年度51件）を対象として、以下の観点から検証した。

(1) 事業者の得点状況等の検証

公契約条例に基づく取組みの評価項目である公契約評価点、その他施工能力評価点、地域貢献評価点の得点状況、価格点の得点状況とともに、価格点とそれ以外の評価点との balan

ス、発注工種・格付ごとの得点の傾向について検証した。

【別紙1-1、1-2参照】

(2) 従来の入札との比較

各試行案件と参加要件が類似する過去の価格競争入札及び従来の施工能力審査型総合評価方式と比較し、入札参加者数、応札率、落札率等の状況を検証した。

【別紙1-3参照】

(3) 事業者アンケートの検証

入札参加事業者に対し、建設工事総合評価方式に関するアンケートを実施した。本制度に対する理解度や参加意欲、各評価項目の達成状況等を取りまとめ、検証した。

【別紙1-4参照】

4 実施状況及び評価

(1) 事業者の得点状況等の検証

1) 価格点

- ①価格点の得点状況については、昨年度の検証時同様に、予定価格から評価基準価格付近まで応札が分散している案件や予定価格付近に応札が集中している案件が多く、品質と経済性のバランスが最適と考えられる評価基準価格付近に集中する案件も見られた。
- ②評価基準価格を下回る価格帯に応札が集中した案件はなかったが、一部に評価基準価格を下回る入札も見られ、低入札価格調査によって落札した事業者も1者あった。
- ③これらから、本制度の価格評価が重視する品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるものの、低価格帯での入札も見られることから、運用を継続するなかで理解促進を図る必要がある。

2) 価格点以外の評価点

- ①公契約評価点については、昨年度の検証時同様に「労働福祉の状況」や「建設キャリアアップシステム」では比較的多くの事業者が得点している一方、「労働安全衛生」では得点率が低い。
- ②「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」「障害者雇用」「若年者雇用」については得点率が低いものの、くるみん認定の取得によって評価点を獲得した事業者があった。
- ③価格点以外の評価点全体平均としては5割程度の得点状況であり、事業者によっても評価項目の達成状況が異なっているため、今後も競争性の確保や事業者の取り組み意欲の向上に繋げることが可能と考えられる。

3) 価格点とそれ以外の評価点のバランス

- ①評価点のバランスについては、試行実施した62件（不調、中止の11件を除く。）のうち、価格点及び価格点以外の評価点ともに1位の事業者が落札した案件は過半の37件であった。

- ②一方、価格点が1位ではない事業者が落札した案件は13件あり、価格点は1位だがその他の評価点が1位でない事業者が落札した案件は12件であった。
- ③これらから、品質と価格のバランスを競う総合評価方式の特徴が一定程度機能していると考えられるが、個々の入札の価格点及びその他評価点のバランスは様々となっている。

(2) 従来の入札との比較

- ①入札参加者数については、昨年度の検証時点では価格競争入札より上回っていたが、今回の検証では若干下回ったものの、従来の総合評価方式と比べると増加している。応札率においては、価格競争入札より9.5ポイント程度低い結果となった。
- ②落札率については、価格競争入札に比べて1.5ポイント程度高く、従来の総合評価方式より低い。昨年の検証時点と比較すると1ポイント程度上昇している。
- ③不調は、昨年度の検証時点では生じていなかったが、今回の検証時点では約18%の案件で発生している。価格競争入札においても不調が増加しており、総合評価方式だけでなく令和5年度においては全体的に同様の傾向が見られる。
- ④価格点が1位でない者が総評価値において最も高得点となり落札するケースは、従来の総合評価方式では1割程度であったが、新制度では2割弱となっており、昨年度の検証時と比べると差は縮まったものの従来より高くなっている。

(3) 総合評価方式での低入札価格調査の発生

- ①新制度の総合評価方式として初めて低入札価格調査を経たうえで落札する案件が発生した。落札率は87.14%で、落札者は価格点が約45点(1位)、価格点以外の評価点が約7点(11位)であった。
- ②この案件では2番目に安い入札が予定価格の97.22%であり、その他の入札も98~100%に集中していた。このことにより落札者の入札額は評価基準価格を下回る金額であったが、価格点において大きな差が生じて落札したものである。
- ③評価基準価格を下回る入札では価格評価が逡減するものの、著しい低価格でなければ一定の価格点を獲得することができ、本案件では調査によって、他の施工現場との一括購入によって材料費を削減できることや労働報酬下限額について理解して積算していることを確認したうえで落札決定した。
- ④総合評価方式は品質と価格のバランスを競うものであり、価格による経済性や競争性も確保する必要があることから、この結果は制度趣旨を逸脱したものではない。

(4) 事業者へのアンケートの検証

- ①制度の理解度や参加意欲について多くの事業者が高い水準にあり、各評価点に関する取り組み意欲も高く、昨年度の検証時点と傾向は変わらない。
- ②評価項目ごとの達成状況について達成済みと回答のあった割合も昨年度の検証時点と大きく変わらない。

- ③総合評価方式による継続的な発注や発注数の増加を求める意見がある一方で、取得に係る負担が大きいこと等によって達成が困難であるといった意見が今回も見られた。
- ④評価対象としている取組みには一定程度時間を要することも想定されるため、達成状況の動向等にも着目しながら、引き続き丁寧な説明周知によって理解促進と制度の定着を図る必要がある。

5 今後の取組み

- ①昨年度の検証時点からで試行実施件数が十分ではなかったことから、規模を拡大して試行を継続し73件において検証を行ったところ、傾向に大きな変化は見られなかった。価格だけではなく、公契約条例に基づく評価項目が競争の一部として機能し、アンケートにおいても事業者の取組み意欲が一定程度確認できたが、現時点では達成状況の伸びは確認できておらず、中期的な動向に注視する必要がある。
- ②令和5年度においては年間発注件数の2～3割程度を目途に試行を行ってきたが、議会の議決が必要となる大規模工事(予定価格1億8千万円以上)での実施実績はない。そのため、令和6年度においては更なる効果の波及を図るため、これらの議決案件においても試行実施することとする。なお、令和6年度の試行実施にあたっては、以下の2点について運用を改めるものとする。

【建設共同企業体(JV)で入札参加する際の評価基準の設定】

区では議決案件の一部で、建設共同企業体(JV)であることを入札参加資格要件としているが、現在の評価方法は単体企業での参加のみを前提としているため、総合評価方式に建設共同企業体(JV)で参加する際の評価基準(施工能力評価点、地域貢献評価点、公契約評価点)を定める。

【「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」の評価点】

「男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス」について評価点を獲得した事業者は極めて少数であり、他の評価点と比べて著しく達成難易度が高いと考えられる。また、制度の性質上、取得に向けた着手から認定まで一定期間を要することが達成できない要因のひとつとなっていると見込まれる。そのため、くるみん認定及びえるぼし認定の申請の前提となっている、一般事業主行動計画の届出についても評価対象に加えることとし、くるみん認定及びえるぼし認定の取得とは加点に差を設けることで、段階的に評価する。

6 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 令和6年度入札公告の開始